

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
富田林高等学校	<p>平成26年10月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い同年11月1日から同月30日まで通勤しなかったため、同年11月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <p>また、平成27年2月に通勤手当の支給額の改正に伴う差額を4月に遡り年間分を追給しているが、平成26年11月分が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 720 1433 1098"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年10月から平成27年3月まで</td> <td>24,600円</td> <td>20,500円</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月から平成27年3月まで (差額分)</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>過払合計</td> <td></td> <td></td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成26年10月から平成27年3月まで	24,600円	20,500円	4,100円	平成26年4月から平成27年3月まで (差額分)	1,200円	1,100円	100円	過払合計			4,200円	<p>速やかに過払いとなっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、通勤手当の戻入処理のルールについて理解を深め、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>            第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。            2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>            第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。</p> <p>第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】</b>            第4条関係            1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>	<p>過払いとなっている通勤手当（過年度分）について、平成28年1月12日、戻入（調定）手続を行い、収納を確認した。（収納日：平成28年1月19日）</p> <p>今後は、関係規則等に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額																
平成26年10月から平成27年3月まで	24,600円	20,500円	4,100円																
平成26年4月から平成27年3月まで (差額分)	1,200円	1,100円	100円																
過払合計			4,200円																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>槻の木高等学校</p>	<p>経済的な経路があるにもかかわらず、別の経路で認定されていたため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 606 1347 785"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年4月から 平成28年3月まで</td> <td>1,108,240円</td> <td>642,260円</td> <td>465,980円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成23年4月から 平成28年3月まで	1,108,240円	642,260円	465,980円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>本認定について、当該職員に事情聴取を行った上で、平成27年12月から認定を変更した。  今後、通勤手当の認定に当たっては申請者から提出される通勤経路の確認を行い適正な事務処理に努める。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成23年4月から 平成28年3月まで	1,108,240円	642,260円	465,980円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年11月4日）